

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	社会福祉事業経営者の許可取消等②	根拠条項	第72条第2項	
処分基準	<p>社会福祉法第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは許可を受けて社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、第72条第2項に規定されている次の事由による。</p> <p>1 第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に違反していること。</p> <p>2 第79条（誇大広告の禁止）の規定に違反していること。</p>			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課